

診断書記載ガイドライン（その他）

1	氏名	男・女
	生年月日	S・H 年 月 日 (歳)
	住所	
2	医学的判断	
	病名	
	総合所見（現病歴、現在症、重症度、経過、治療状況など）	

（病名）

- 特に病名が道路交通法上の一定の病気を呈する病気に該当するときは、それをもとに警察官等が本人と話をすることが高いため、その記載内容について患者に説明されていることが望ましい。

（総合所見）

- 現病歴以外に、間近の再発の既往やその際の症状、危険な運転をした既往やそれに至る可能性が高い症状を呈した既往などがあれば記す。

3	現時点での症状（運転能力及び改善の見込み）についての意見
ア	自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力（以下「安全な運転に必要な能力」という）を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない
イ	自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している
イ-1	それは、過去6月以内に特殊な事情があったためであり、今後6月（月）以内にアの判断ができる見込みがある。

（判断の基準）

- 診断等において知り得た事実に基づいて予想可能な事態（要因）の範囲内で判断してよい。すなわち、これまでの経過等の情報から判断するということである。

（「ア」としてよい場合）

- 以下の①～③に該当するような場合
 - ① 一般的な再発リスク以上のリスクはない。
 - ② ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあるが、これまでの経過等から、そのときにも「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはならないと判断される。
 - ③ ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあり、これまでの経過等から、そのときには「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはなるが、その場合には自らの判断で運転を自制できる。

（「イ」とする場合）

- ここで、「イ」のみを選択し、「イー1」それは、過去6月以内に特殊な事情があったためであり、今後6月（月）以内にアの判断ができる見込みがある」を選択しない場合は、免許は警察庁の判断基準に従うと「拒否又は取消し」となる可能性が高いので、ある程度の期間の後に再評価ができる可能性のある場合は、できるだけ「イ」のみでなく「イー1」を選択する。

4 現時点での症状を踏まえた今後の見通しについての意見

（3でアに該当する場合のみ）

- ア 安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状（以下単に「症状」という。）が再発する恐れはないと認められる。
- イ 症状が再発するおそれがないとまでは認められないが、（X）年程度であれば、症状が再発するおそれはないと認められる。（今後X年程度、Xは1以上の整数）
- ウ 今後の症状の経過を予想できない。（定期的、6月等の症状の確認が必要）

（判断の基準）

- 今後再発の恐れがなく、経過観察の必要がないと予想できるのであれば、アを選択する。
- 定期的（X年ごとに）に症状を確認する必要があるれば、イを選択する。（Xは1以上の整数）
- 今後の経過が予想できない場合は、ウを選択する。この場合は、警察庁の見解によれば、公安委員会は、定期的（半年に1回など）に症状を確認することとなる。

5 その他特記すべき事項

（記載する内容）

- 今後予想される経過及び参考事項、「3現時点での症状」の判断の根拠等を記す。一般的な再発リスクを有するのみであればその旨を記す。
- これまで頻回の再発がある、医師の勧告に従わないなどの特殊事情があるときはそれも記す。症状増悪時には運転を自制できると判断される場合には、その事実を記す。

専門医・主治医として以上の通り診察します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医氏名

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常の診断書では、「主治医」のみを○で囲む。